2　前項の規定は、改正法附則第二条第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする一般電気事業者について準用する。この場合において、同項中「この省令の公布の日から平成二十六年一月六日までの間」とあるのは、「平成二十六年三月二十一日まで」と読み替えるものとする。

3　前二項の場合における新算定規則の規定の適用については、新算定規則第三条第一項中「将来の合理的な期間」とあるのは、「事業者の実情に応じた合理的な期間」と読み替えることができる。

第三条　改正法附則第二条第三項の規定による託送供給約款の公表は、平成二十六年一月六日から、営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。

告示

○総務省　国土交通省告示第十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年十二月六日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

半島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
江能倉橋島	広島県呉市（旧音戸町及び旧倉橋町の区域に限る。）	呉市長	平成二十五年九月一日から平成三十年三月三十一日まで
北松浦	長崎県平戸市（旧平戸市、旧生月町及び旧田平町の区域に限る。）	平戸市長	平成二十五年九月一日から平成三十年三月三十一日まで
島原	長崎県南島原市	南島原市長	平成二十五年十月一日から平成三十年三月三十一日まで

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年十二月六日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域及びこれに類する地区の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
下大崎群島	広島県呉市　三角島、斎島	呉市長	平成二十五年九月一日から平成三十年三月三十一日まで
安芸群島	広島県呉市　情島	呉市長	平成二十五年九月一日から平成三十年三月三十一日まで
平戸諸島	長崎県平戸市　大島、度島、高島	平戸市長	平成二十五年九月一日から平成三十年三月三十一日まで

○関東地方整備局告示第四百八十三号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川荒川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十五年十二月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十三年一月十四日付け埼玉県告示第二十三号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第四百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　伊勢崎都市計画工業団地造成事業伊勢崎宮郷工業団地造成事業

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県伊勢崎市田中町、東上之宮町及び阿弥大寺町字西田地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月六日

近畿地方整備局長　池内　幸司